



# Conception

## 自治体と議員の関係の見直しが進む

### 「口利き」行為への対策マニュアル策定の動き

イマジン自治情報センター

「工事の予定価格を知りたい」「職員採用で便宜をはかってほしい」「人事異動で、この職員をこの部署に移して欲しい」など、職員が議員や業者から受けた働きかけ、いわゆる「口利き」行為に対して、組織的に対応するため要綱や基準、内規などを策定する自治体が増えている。

一昨年、元北海道沖縄開発庁長官だった鈴木宗男被告による「疑惑」で、外務省が同被告からの働きかけを文書化して情報公開の対象としたことがきっかけ。昨年8月には、鳥取県が県会議員や国会議員など公職者からの要望や提言を全職員が文書化して、情報公開の対象とするとの取り組みが始まり、他の自治体にも広がりつつある。

自治体と議員との関係を見直し、行政の透明性や説明責任を確保することで、行政に対する市民の信頼を高めることが期待されている。

- 「公職者からの提言、要望、意見等の取扱い要綱」を
- 作成、記載内容の本人確認も一相生市

相生市は、隣の赤穂市で、県会議員が市を脅すという職務強要事件がおき、市庁舎内でも職員採用に関しての議員の口利きがうわさされるなか、議員等の要望を文書化し、情報公開の対象にすることで、行政の透明化を図ることとした。

7月から実施されているこの制度は「一定の公職にある者等からの提言、要望、意見等の取扱いに関する要綱」で定め、報告書の様式もこの中に定めた。同様の制度を取り入れた自治体も、要綱という成文化した形は少ない。

対象となる公職者は、県内選出の国会議員、県会議員、市町長、市町議会議員とその秘書など。公的な場所や公開の場所以外で、公職者等から口頭や電話で寄せられた提言、要望や意見などを職員が報告書に記載する。聞き取り日時、場所、氏名、内容を記載し、本人に記載内容の確認を求める。本人からの訂正があれば訂正する。この内容は、所属長が処理方針を記載して助役に報告する。このうち、法令や倫理に反する行為を要望しているものなどは、市長に報告する。

これら要望については処理方針を要望者に回答する。

報告書と処理方針の回答書は保管され、情報公開条例の対象文書とした。

- 「要望・相談事項等の記載に関する基準」で対応
- 一熊本市

熊本市では本年1月から、「要望・相談事項等の記載に関

する基準」を施行した。対象は、議員等と各種団体、市民(市域外のものも含む)となっている。

ただし、市民からの要望・相談は、行政運営上軽易なものや、通常の適正な職務執行上のものは記載を省略している。

基準では作成すべき記録の様式を定め、様式1では、要望・相談記録票〔受付〕として、受付日時、要望者氏名、住所、連絡先、来庁や電話など要望の形態、件名と要旨を記載。様式2では要望・相談記録票〔完了同〕で、完了日、回答結果として①完了②了承③今後検討④出来ない⑤その他をチェックし、回答経過を記載している。

この様式1、2は全て担当課長が担当部局長に報告・併覽し、電子メールで、市長、副市長に送付する。2課以上にまたがる案件は、合議して結論をだしていく。主管課は総務課で、すべての写しが集中するようになっている。担当課は、記載に際して個人情報に該当するかどうかのチェックも行うとしている。

これらの記録票は全て情報公開の対象とした。

- 公開に当たって公平に、議員の意図も「理由書」で
- 提出一佐賀市

佐賀市は昨年2月から、議員等の要望や問合せに関する処理報告書を全組織が共有しながら対処する制度を開始。その後5月に市民から、処理報告書に関する情報公開請求が行われた。市側は要望・問合せを行った議員や会派名は個人情報としてその部分を非公開とすると判断。この決定に対す

る異議申し立てがなされ、市は佐賀市情報公開審査会に諮問した。

同市情報公開条例では、非公開にできる個人に関する情報が記載されている場合は当該公文書を非公開にできると条例第6条2号に規定しているが、例外として、公務員が職務の遂行に係る情報は公開するとの規定があり、11月に審査会の答申は、議員名、会派名はこの規定にあてはまるとして公開すべきとの答申となった。佐賀市は、この答申を尊重して、処理報告書は公開すると決定した。

しかし、同報告書は職員の立場から作られたものであり、議員側の確認を得ていないとして、公開を行う前に本人に確認作業を行うこととした。その際、要望等の趣旨と違う解釈をされていたり、意見を補足する必要があると考える場合は、議員側が意見・理由書を提出する仕組みとした。

市議会議員等の要望、問合せに対する処理報告書を公開する場合は、この意見・理由書も同時に公開されることとなった。

総務課は毎月始めに、前月の報告書を対象議員に提示し、毎月20日までに理由書を収集し添付して保存する。

#### ● 議員や自治会からの要望を公開—我孫子市

我孫子市は「公職にある者から受けた提言、要望に関する事務取扱い要領」を8月から実施している。情報公開の対象文書として取り扱われる。対象は国会議員、県議会議員、市議会議員及びこれらの秘書。職員が議員などから要望、依頼、提言を受けた場合、職員は即答せずに報告書を作成して部局長や市長の決済を受けて回答する。統計的な数値の問合せなどは除外される。議員の活動を市民が知ることにも役立つと市は説明している。

また、自治会や業界団体、各種連合会から市に対して陳情や要望があった場合は、その内容と市の回答を公表する制度を11月から出発させた。市の情報公開条例にある市政に関する情報を積極的に公開するという規定にのっとったもので、各種団体からの要望と市からの回答は、他の市民や団体の参考になり、市民参画の推進や行政に対する市民の信頼、行政の透明性を高めるためにも役立つと判断したとしている。

#### 一定の公職にあるもの等からの提言、要望、意見等の取扱いに関する要綱

兵庫県相生市

##### (目的)

第1条 この要綱は、市行政の執行に関して、兵庫県内選出の国会議員(比例区で選出され、県内を活動拠点とする者を含む)、県議会議員、県内の市町長及び市町議会議員(その秘書を含む。以下「一定の公職にある者」という。)等からの提言、要望、意見等(以下「提言等」という。)について、庁内の情報の共有化を図り、的確な処理を進めることを目的とする。

##### (対象)

第2条 対象となる提言等は、一定の公職にある者又はその代理者から口頭又は電話により受けた提言等とする。ただ

し、公式又は公開の場における提言等は除く。

##### (聞取内容の確認及び報告)

第3条 提言等を聞取した職員(以下「職員」という。)が行う内容の確認及び報告の方法は次のとおりとする。

(1)職員は、速やかに、一定の公職にある者からの提言等に関する報告書(様式第1号)に、聞取日時、聞取場所、口頭又は電話の別、一定の公職にある者の職、氏名、当該公職以外の立場に基づく提言等である場合はその旨、聞取者の職、氏名、聞取内容、その他の参考事項を記載するものとする。

(2)職員は、提言等を行った一定の公職にある者に記載内容の確認を受けることとする。その結果、訂正等の要求があった場合は、記載内容を訂正し、再度確認を受けるものとする。ただし、一定の公職にある者から確認が不要である旨の意思表示があった場合は、この限りではない。

(3)職員は、前号の確認がされた提言等について、その内容を所属長を経由して助役に報告し、このうち下記の重要な提言等については市長に報告するものとする。

ア 市の方針と著しく異なる場合

イ 法令により与えられた権限の行使にあたって、合理的な理由がなく、公正中立な行政執行が困難であると明らかに判断できる場合

ウ 職員が職務上知り得た情報を漏洩させようとする場合

エ 職員が提言等を受け入れることによって、公務員としての服務に関する倫理に反する行為になる場合

オ 所属長において必要と判断する場合

(4)前各号の報告に当たって、所属長は、受理した報告書にそれぞれ処理方針案を付して報告するものとする。ただし、緊急性の高い提言等については、速やかに報告するものとし、処理方針案を付することなく、所属長から市長、助役へ同時に報告するものとする。

##### (処理方針的回答)

第4条 所属長は、提言等に対する処理方針の決定後、提言等を行った一定の公職にある者にその処理方針を回答するものとする。

##### (文書の保管、保存及び開示)

第5条 所属長は、第3条により作成した報告書及び処理方針を相生市役所処務規則(昭和37年規則第1号)により保管及び保存するとともに、相生市公文書公開条例(平成10年条例第11号)第2条第2号の公文書として取り扱うものとする。

##### (庶務)

第6条 この要綱に関する庶務は、秘書広報課において行うものとする。

##### (その他)

第7条 市行政に関して、団体の代表者等一定の公職にある者以外の者からの提言等については、従来の提案及び意見に関する処理に準じて処理するものとする。この場合において、県外の国会議員等公職にある者については、その氏名を公開するものとする。

##### 附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。